

香川県看護学生修学資金貸付制度の概要

【令和7年度】

貸 付	目 的	看護職員養成施設等に在学する者に対し、修学資金を貸付けることにより、修学を容易にし、県内における看護職員の充足及び資質の向上を図ることを目的としています。
	対 象 者	看護職員養成施設に在学している学生又は看護師の免許を受け大学院修士課程に在学している大学院生で、将来、香川県内の医療施設等であって、規則で定めるもの（以下「特定医療施設等」という。）において看護職員の業務に従事する意志のある者
	対象者数	50名程度（申込者多数の場合は、全員に貸付けられない場合があります。） ①看護師等養成所・准看護師養成所 35名程度 ②看護系大学（保健師・助産師含む） 15名程度（保健師・助産師枠3名）
	貸付月額	看護職員養成施設（准看護師養成所を除く）及び大学院修士課程在学者 月額5万円 准看護師養成施設の在学者 月額2万5千円
	貸付期間	貸付決定年度の4月から看護職員養成施設を卒業、または大学院修士課程を修了する月まで ただし、休学等したときは、その期間貸付けを行いません。
	申込方法	別添「令和7年度香川県看護学生修学資金貸付募集要項」を参照してください。
	貸付者の決定方法	書類審査し、総合的に判断して決定します。 なお、応募者多数の場合は、書類選考でお断りする場合があります。

返 還	全額免除	卒業後引き続き5年間、特定医療施設等において看護職員の業務に従事したとき		
	一部免除	貸付けを受けた期間に相当する期間以上、特定医療施設等において業務に従事したとき		
	返還期間	貸付けを受けた期間に相当する期間		
	利 子	0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金の貸付けを受けている期間 ・ 修学資金の返還債務の履行を猶予されている期間 ・ 特定医療施設等において業務に従事する期間 	
		10%	上記の期間以外の期間 （例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 退学等により貸付けが取り消されたとき ・ 特定医療施設等において、看護職員の業務に従事しなかったとき ・ 県外へ就職したとき 等 	
	延滞利子	返還すべき日の翌日から返還の日までの期間 3%（法定利率）		
返還債務の履行猶予	①貸付決定取消後も、引き続き養成施設または大学院に在学（所）している場合 ②養成施設卒業後、更に他種の看護職員養成施設において修学している場合 ③修士課程修了後、更に看護に関する研究科の博士課程において修学している場合 ④養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した後、引き続き、特定医療施設等において、看護職員の業務に従事している場合 ⑤疾病、負傷その他やむを得ない理由がある場合			

令和7年度 選考申込書 提出期限	令和7年6月16日（月）必着※
------------------------	-----------------

※問合せ先・提出先：香川県健康福祉部医務国保課 看護学生修学資金担当（TEL087-832-3255）
 （医務国保課は、令和7年4月1日より組織改正のため医療政策課に変更されます。）